

- (二) 理事長ハ組合員中ヨリ組合員ノ公選ニ依ルモノトス
其ノ任務ハ組合長ヲ佐ケ組合事務ヲ監督審査シ組合長事故アルトキハ其ノ代理ヲ爲スモノトス
- (三) 副理事長ハ組合員中ヨリ組合員ノ公選ニ依ルモノトス
其ノ任務ハ理事長ヲ佐ケ事務ヲ分擔シ事務ノ進行ヲ計リ理事長事故アルトキハ其ノ代理ヲ爲スモノトス
- (四) 理事ハ各社各課ニ於テ十名以下ニ對シ一名、十名以上ハ二名ノ割合ヲ以テ舉グルモノトス
其ノ任務ハ各社各課ニ於ケル組合事務ヲ掌理シ諸會議ニ參與審議スルモノトス
- (五) 會計ハ理事之ヲ互選シ本組合ノ會計ヲ司ル
- (六) 庶務ハ理事之ヲ互選シ會務ヲ分擔スルモノトス
- (七) 書記ハ理事之ヲ互選シ組合記録、組合議事録、其他諸書式執筆ノ任ニ當ルモノトス

(八) 編輯ハ理事之ヲ互選シ機關雜誌其ノ他ノ編輯ニ執務スルモノトス

第二十一條 本組合役員ノ任期ハ一ケ年トス
但シ再選重任ヲ妨グズ

第二十二條 本組合員ニシテ役員ニ選舉セラレタル時ハ之ヲ拒ム事ヲ得ズ
但シ止ヲ得ザル事由アル時ハ大會又ハ理事會ノ決議ニ依リ承認スルコトアルベシ

第二十三條 本組合員ハ總テ無報酬トス
但シ其ノ實費ヲ支給スルコトアルベシ

第二十四條 本組合員ハ一ケ月金參拾錢トス、女工及幼年工ハ貳拾錢トス
但シ毎月理事會席上ヘ持參スルモノトス

第二十五條 本組合ノ經費ハ組合員ノ納付スル組合費及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第二十六條 本組合ノ會計ハ每年大會ニ於テ其決算書ヲ公表シ大會ノ承認ヲ經ル事ヲ要ス

第二十七條 本組合ハ理事會ノ推薦ニ依リ組合員中ヨリ評議員若干名ヲ置ク事ヲ得

第八章 附 則

142
95